

ながの結婚応援パスポート協賛店舗等募集要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、ながの結婚応援パスポート事業実施要綱第11に基づき、新婚夫婦又は結婚等を予定しているカップル（以下「新婚夫婦等」という。）に、特典を提供する店舗、企業や施設（以下「協賛店舗等」という。）を募集するため定めるものとする。

(協賛店舗等の範囲)

第2 協賛店舗等は、原則として県内に所在する施設に限る。ただし、近県等で長野県民の利用頻度が高いと想定される店舗等はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、協賛店舗等として登録することができない。

- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されている業績を営む施設
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする店舗等
- (3) 暴力団の関連する店舗等
- (4) その他本事業の趣旨にそぐわないと認める店舗等

(協賛の手続き等)

第3 ながの結婚応援パスポート事業に協賛しようとする店舗等を営む者は、店舗等ごとに以下の方法のいずれかにより申込むものとする。

(1) 様式第1号「ながの結婚応援パスポート協賛申込書」の提出
(2) 長野県結婚・出産・子育て応援サイト「チアフルながの」申請フォームからの申込み

2 ながの結婚応援パスポート事業に協賛しようとする店舗等は、特典の内容を任意に設定することができる。

3 県は、第1項による申込みを受けた内容を、ホームページ等により周知するものとする。

4 協賛店舗等を営む者は、第1項の申込内容を変更しようとするとき又は協賛を廃止しようとするときは、原則として変更又は廃止しようとする日の2週間前までに県が定める方法により県に届け出るものとする。

5 県は、前項の規定による届出を受けたときは、第3項の規定を準用する。

6 協賛店舗等は、協賛ステッカーの取扱いについて、次に掲げることに留意する。

- (1) 協賛ステッカーを利用登録者が見やすい位置に掲示すること。なお、協賛

ステッカーを掲示できない特段の事情がある場合は、この限りでない。

- (2) 協賛を廃止するときは、廃止の日以後、協賛ステッカーを掲示してはならないこと。
- (3) 広告規制を受ける医療提供施設等においては、看板や入口の外側等、一般の利用者が誘引される場所に協賛ステッカーを掲示してはならないこと。

(協賛店舗等の登録取消)

第5 県は、協賛店舗等が次の各号に該当する場合は、登録を取り消すことができ、これにより利用登録を取り消した場合は、その後の再登録を認めない。

- (1) 協賛店舗等が実施要綱又は本要綱の規定に違反した場合
- (2) 協賛店舗等の営業の実態が確認できないとき
- (3) その他、本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年6月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年10月15日から施行する。

樣式第 2 号

ながの結婚応援パスポート 変更・廃止届

年 月 日

長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課 行

届出者	住所	
	電話	
	氏名	

1 協賛内容を以下の通り変更したいので届け出ます。

(1) 協賛内容を変更する店舗又は施設

名称 所在地

(2) 理由

(3) 変更の時期 年 月 日

(4) 変更する内容

	変更前	➡	変更後
特典内容			
店舗・施設等の名称			
所在地			
電話・FAX			
その他			

2 協賛を廃止したいので届け出ます。

(1) 協賛を廃止する店舗又は施設

名称

所在地

(2) 廃止の理由

(3) 署止の時期 年 月 日

特別な理由のない限り、変更・廃止の2週間前までに届け出ください。